

基本チェックリスト（厚生労働省作成）

No.	質問項目	回答		得点
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ	
No.1～5の合計				
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ	
8	15分間位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	
No.6～10の合計				
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか	1. はい	0. いいえ	
12	身長（ cm） 体重（ kg）（*BMI18.5未満なら該当） *BMI（=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)）	1. はい	0. いいえ	
No.11～12の合計				
13	半年前に比べて堅いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ	
No.13～15の合計				
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	
No.16～17の合計				
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ	
No.18～20の合計				
No.1～20までの合計				
21	（ここ2週間）毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ	
22	（ここ2週間）これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ	
23	（ここ2週間）以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ	
24	（ここ2週間）自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ	
25	（ここ2週間）わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ	
No.21～25の合計				

☆チェック方法

回答欄のはい、いいえの前にある数字（0または1）を得点欄に記入してください。

☆基本チェックリストの結果の見方

基本チェックリストの結果が、下記に該当する場合、市町村が提供する総合事業を利用できる可能性があります。下記の連絡先にご相談ください。

- 項目6～10の合計が3点以上
- 項目13～15の合計が2点以上
- 項目11～12の合計が2点
- 項目1～20の合計が10点以上



お問い合わせ先

大熊町役場 会津若松出張所

- ・健康介護課 介護保険係
 - ・地域包括支援センター
- フリーダイヤル

0120-26-3844(代表)

大熊町役場 いわき出張所

- ・住民福祉係
 - ・地域包括支援センター
- フリーダイヤル

0120-26-5671(代表)

※当パンフレットの内容は、厚生労働省資料をもとに作成しております。今後、政省令等の公布により内容が変更になる場合があります。

© 社会保険出版社
禁無断転載 89083



リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

グリーン購入法
適合印刷物です

健やかな毎日をめざして

平成28年3月から
始まります！

新しい総合事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)の お知らせ



介護予防・日常生活支援総合事業で、65歳以上のすべての方の生活や希望に合った多様で幅広いサービスを受けることができます。高齢者のみなさんが、いつまでも元気に暮らせるようにサポートします。



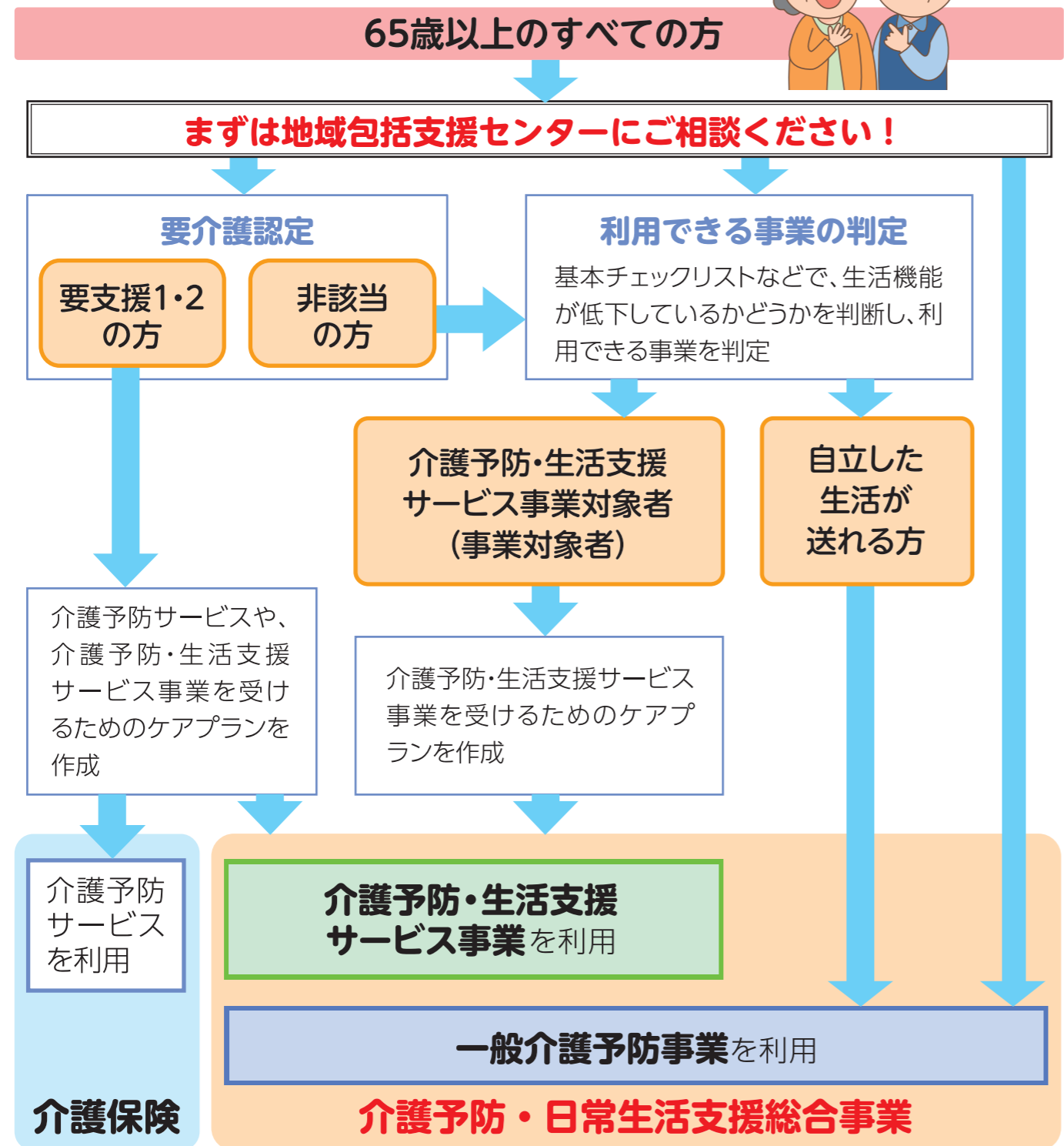
大熊町

介護予防・日常生活支援総合事業がみなさんの毎日をサポートします！

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業といいます）とは、市区町村主体で行う地域支援事業のひとつとして、地域の65歳以上の方々を対象にその人の状態や必要性に合わせたさまざまなサービスなどを提供する事業です。

総合事業では、要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる人が利用できる「**介護予防・生活支援サービス事業**」と、65歳以上のすべての方が利用できる「**一般介護予防事業**」を行い、みなさんの介護予防と日常生活の自立を支援します。

総合事業の利用の流れ



※平成28年3月以降に認定更新された方から順次、総合事業に切り替わります。

■介護予防・生活支援サービス事業 要支援1・2の方 事業対象者

要介護認定で要支援に認定された方及び基本チェックリストなどにより総合事業の対象者と判定された方が対象となります。これまで介護予防サービスとして提供されていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護に相当する「**訪問型サービス**」と「**通所型サービス**」を受けることができます。

訪問型サービス（ホームヘルプサービス）

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパー等による調理や掃除、洗濯などの支援が受けられます。
※これまで介護サービス事業者から介護予防サービスとして提供されていた介護予防訪問介護と同等のサービスを受けることもできます。



通所型サービス（デイサービス）

通所介護施設で、入浴や排せつ、食事などの日常生活上の支援を日帰りで行うことができます。
また、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上といった選択サービスも受けることができます。
※これまで介護サービス事業者から介護予防サービスとして提供されていた介護予防通所介護と同等のサービスを受けることもできます。



サービスに関する不明な点については、大熊町にご相談ください。

■一般介護予防事業 65歳以上の すべての方

65歳以上のすべての高齢者を対象として、介護予防のための取り組みを行っています。主に指導教室等へ通いで参加することができます。

筋力向上（運動教室）

理学療法士などが筋力トレーニングや転倒予防のための指導を行います。



口腔機能の向上

歯科衛生士などが歯みがきや摂食・えん下機能の訓練や指導を行います。



栄養改善（料理教室など）

栄養士などがバランスの良い食事のとり方などについて指導します。



閉じこもり予防・支援 認知症予防・支援 ひざ痛・腰痛対策 うつ予防・支援 など

対象者の状態に合わせて、状態の改善をはかるための指導教室を行っています。

避難先市町村で実施されている指導教室等への参加を希望する場合は、大熊町へご相談ください。

まずは地域包括支援センターにご相談ください！

高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活を送れるように、さまざまな面で支援を行うための総合相談機関です。地域の関係機関と連携し、みなさんの生活のサポートも行っています。また、認知症の方やそのご家族への支援も行っています。